

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

三菱製紙株式会社

取締役社長 鈴木 邦 夫

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第150回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア
当社会議室（11階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第150期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第150期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpm.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、円安の進行により輸出産業を中心に企業収益が改善し、株高が進むなど景気は緩やかな回復の動きを見せましたが、紙パルプ産業においては、消費増税の影響などによる個人消費の低迷、電子媒体への移行に伴う国内紙需要の構造的減少、円安による原材料価格の高騰などにより、厳しい事業環境のまま推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、平成25年11月に策定した「第1次中期経営計画フェーズ2 ローリングプラン」に沿って、「成長に向けての収益基盤強化」を目指した諸施策に取り組んでおります。当期は紙パルプ産業が直面する厳しい事業環境に対応するため、八戸工場分社化（平成26年4月）をはじめとする構造改革の推進、希望退職の実施（平成26年8月）やコストダウンの徹底等の施策を強力に進めてまいりました。

主力の洋紙事業は需給バランスを考慮した減産体制の継続や原材料価格高騰に伴う価格修正、イメージング事業は海外での販売強化、機能材事業は水処理膜用支持体や自動車用キャビンフィルターを中心とした海外市場での拡販等に注力してまいりました。

この結果、連結売上高は2,149億4千4百万円（前期比3.6%増）となりました。収益面では、前述の八戸工場構造改革、希望退職の実施により労務費をはじめとする固定費を削減するとともに、工場の生産性向上等により収益の改善に努め、連結営業利益は10億3千8百万円（前期比119.2%増）、連結経常利益は1億3千5百万円（前期比117.4%増）となりました。しかしながら、希望退職に係る事業構造改革費用や高砂工場生産設備の一部休止に伴う減損損失を特別損失に計上したほか、繰延税金資産の取り崩しで法人税等調整額が増加したことなどにより、連結当期純損失は42億7千2百万円となりました。

当社単体では、売上高は1,139億6千5百万円、経常損失は3億9千3百万円、当期純損失は55億4百万円となりました。

なお、平成26年8月25日に当社と北越紀州製紙株式会社は、それぞれの販売子会社である三菱製紙販売株式会社及び北越紀州販売株式会社の経営統合を実現すべく、検討を開始することをお知らせしておりましたが、諸条件の合意に至りませんでしたので、本経営統合の検討及び協議を中止することといたしました。

(2) 事業区分別の営業の概況

○ 紙・パルプ事業

主力製品である印刷用紙につきましては、消費増税の反動や需要減の影響等により、販売数量は減少いたしました。情報用紙につきましては、P P C用紙をはじめとする主要銘柄の販売が堅調に推移し、販売数量は増加いたしました。印刷・情報用紙の販売金額は価格修正効果もあり増加いたしました。

欧州子会社におきましては、主力製品のノーカーボン紙・感熱紙とも市況が悪化いたしました。為替の影響により販売金額は増加いたしました。

市販パルプにつきましては、販売数量・金額とも減少いたしました。

以上の結果、紙・パルプ事業全体の売上高は1,654億4千9百万円と、前期比2.3%増となりました。

○ イメージング事業

国内市場におきましては、インクジェット用紙や印刷製版材料の需要が低迷いたしましたが、写真感光材料が堅調に推移し、販売金額は前期並みとなりました。

海外市場におきましては、写真感光材料が競争激化に伴う市場環境悪化の影響を受けましたが、インクジェット用紙の販売が好調に推移し、販売金額は増加いたしました。

以上の結果、イメージング事業全体の売上高は435億3千5百万円と、前期比4.6%増となりました。

○ 機能材事業

不織布につきましては、水处理膜用支持体をはじめとする主要製品の販売増、フィルターにつきましては、自動車用キャビンフィルターの伸びと家電向けの拡販、リライトメディアにつきましては、海外向けの販売の伸長により、それぞれ販売金額は増加いたしました。

化学紙につきましては、建材用途の化粧板原紙の販売減により、販売金額は減少いたしました。

以上の結果、機能材事業全体の売上高は168億4千7百万円と、前期比5.1%増となりました。

○ その他事業

工務関連子会社、倉庫・運送関連子会社の売上高減少等により、売上高は151億4千万円と、前期比5.3%減となりました。

〈事業区分別販売金額〉

事業区分	第 149 期 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)		第 150 期 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)		前 期 比 増 減 (△印減)	
	上段：売上高 下段：営業利益 (△印損失)	金額構成比	上段：売上高 下段：営業利益 (△印損失)	金額構成比	金 額	比 率
紙 ・ パ ル プ	百万円 161,657	% 68.7	百万円 165,449	% 68.6	百万円 3,792	% 2.3
	△1,806	—	△1,326	—	479	—
イ メ ー ジ ン グ	41,614	17.7	43,535	18.1	1,921	4.6
	1,526	—	1,481	—	△44	—
機 能 材	16,034	6.8	16,847	7.0	812	5.1
	294	—	561	—	266	—
そ の 他	15,985	6.8	15,140	6.3	△844	△5.3
	463	—	395	—	△68	—
消 去 又 は 全 社	△27,821	—	△26,029	—	1,792	—
	△3	—	△71	—	△68	—
合 計	207,470	100.0	214,944	100.0	7,473	3.6
	473	—	1,038	—	564	—

(3) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、生産性向上や環境対策を中心に実施してまいりました。当期は、43億6千9百万円の設備投資を実施いたしました。当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ．当期中に完成した主要設備

- ・ 当社
姫路市社有地太陽光発電設備設置
- ・ 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH
ビーレフェルト工場塗工設備改造

ロ．当期末現在継続中の主要設備

- ・ 当社
八戸工場板紙単判カッター新設

(4) 資金調達の状況

当期の設備及び運転資金につきましては、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。なお、金融機関からの借入には、株式会社日本政策投資銀行による環境格付取得に基づく融資が含まれております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 147 期 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	第 148 期 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)	第 149 期 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	第 150 期 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
売上高(百万円)	194,856	200,850	207,470	214,944
営業利益(百万円)	2,164	3,332	473	1,038
経常利益(百万円)	888	2,663	62	135
当期純利益(△印損失)(百万円)	565	1,710	280	△ 4,272
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	1.65	5.00	0.82	△ 12.50
純資産(百万円)	52,108	55,370	55,586	55,094
総資産(百万円)	276,305	265,234	258,599	253,482

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 147 期 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	第 148 期 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)	第 149 期 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	第 150 期 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
売上高(百万円)	109,567	123,164	115,883	113,965
営業利益(△印損失)(百万円)	736	523	△ 3,366	△ 875
経常利益(△印損失)(百万円)	131	377	△ 3,086	△ 393
当期純利益(△印損失)(百万円)	△ 1,974	433	△ 1,882	△ 5,504
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	△ 5.77	1.27	△ 5.50	△ 16.09
純資産(百万円)	41,373	42,983	40,101	35,526
総資産(百万円)	218,859	205,613	195,525	188,531

(6) 対処すべき課題

『成長に向けての収益基盤強化』を柱とする第1次中期経営計画フェーズ2ローリングプランに沿って諸施策を実行しておりますが、厳しい事業環境に対応すべく、151期におきましては、以下の取組みを強化いたします。

<洋紙事業>

原材料価格高騰に対応する価格転嫁の実施や産業用インクジェット用紙などの輸出をはじめとする情報用紙の拡大に加え、徹底したコストダウンを継続し、黒字化達成に向けた取組みを実施してまいります。

<イメージング事業>

アライアンスを活用した事業基盤強化を進めながら、海外市場への積極展開により成熟化しつつある既存製品の更なる充実を図るとともに、イメージング技術を用いた機能性フィルム等成長分野への進出を加速させることにより、事業規模拡大を目指してまいります。

<機能材事業>

フィルター商品、水処理膜用支持体、リライトメディア商品を中心とした海外市場での更なる拡販、バッテリーセパレータの国内外での立ち上げなどによる事業拡大とともに、次なる新規事業の確立に向けた取組みを推進してまいります。

縮小する国内紙パルプ市場におきましては今後一層の競争激化が予想されることから、事業ポートフォリオの改善、更なるコストダウンの強化に取り組み、財務体質改善と収益基盤強化に努めてまいります。

[C S R（企業の社会的責任）について]

当社グループは、企業が社会の一員として存続するためには利益を確保することだけでなく、様々なステークホルダーの皆様に対して社会的な責任を果たすことが必要と考えております。

C S R活動の目的が、皆様からの信頼と共感を得ることを通じて企業価値の向上につなげることにあると認識し、特徴あるC S R活動の推進に努めるとともに、更にその展開、充実に向けて取り組んでまいります。

当期は、「不安全行動災害撲滅に向けた取組み強化」、「法令遵守の徹底」を重点課題に掲げて取り組み、製品面ではF S C森林認証紙やサーマルディジプレート製版システムといった環境配慮型商品の充実を図りました。

151期は、「安全衛生に関する活動の強化」と「法令遵守の徹底」の2点を重点課題とし、中長期的な成長の実現に向けて足元を固め、企業価値の向上につなげる活動を推進してまいります。

(7) 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
三 菱 製 紙 販 売 株 式 会 社	600	71.3	紙、パルプ、薬品等の販売
北上ハイテクペーパー株式会社	450	100.0	パルプ、レジンコート紙、衛生用品の製造、加工及び販売
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計・据付及び整備、建設業
菱 紙 株 式 会 社	100	100.0	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業
ダ イ ヤ ミ ッ ク 株 式 会 社	100	100.0	印刷製版材料等の販売
浪 速 通 運 株 式 会 社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
株 式 会 社 ピ ク ト リ コ	70	100.0	紙及び印刷製版材料等の販売
新 北 菱 林 産 株 式 会 社	70	100.0	木材チップ等の製造及び販売
東 邦 特 殊 パ ル プ 株 式 会 社	60	100.0	特殊パルプの製造及び販売
八 戸 紙 業 株 式 会 社	50	100.0	紙の断裁及び選別包装、紙製品の保管・出荷
旭 感 光 紙 株 式 会 社	50	100.0	紙製品の製造、加工及び販売
K J 特 殊 紙 株 式 会 社	50	100.0	化学紙の製造、加工及び販売
高 砂 紙 業 株 式 会 社	30	100.0	紙の断裁及び選別包装
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社	30	100.0	グループファイナンス
八 菱 興 業 株 式 会 社	20	100.0	構内運搬及び雑作業、包装紙の加工
菱 工 株 式 会 社	20	100.0	建設業、機械修理
エム・ピー・エム・オペレーション株式会社	20	100.0	八戸工場の運営管理・生産活動の受託
京 菱 ケ ミ カ ル 株 式 会 社	12	100.0	感材・塗工紙の仕上、印刷製版用処理薬品の製造及び販売
北 菱 興 業 株 式 会 社	10	100.0	紙の製造請負・仕上、雑作業
白 菱 興 業 株 式 会 社	10	100.0	電気絶縁紙の製造及び販売
	千ユーロ		
三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ）GmbH	1,000	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	11,759	81.6	紙の製造及び販売
三 菱 ペ ー パ ー G m b H	664	100.0	印刷製版用薬品の製造・販売、印刷製版材料の技術サポート
	米ドル		
三菱イメージング（エムピーエム）, Inc.	1,000	60.0	紙及び写真・印刷製版材料の販売

- (注) 1. 東邦特殊パルプ株式会社、旭感光紙株式会社、三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH及び三菱ペーパーGmbHの議決権比率には、子会社が所有するものを含んでおります。
2. 平成26年4月1日に、エム・ピー・エム・オペレーション株式会社を設立しました。
3. 株式会社オストリッチダイヤの全株式を、平成26年12月26日に株式会社ディーソルに譲渡したため、同社を子会社から除外しました。
4. 旭感光紙株式会社は、平成27年6月30日を以て解散する予定です。

(8) 主要な事業内容（平成27年 3月31日現在）

当社グループは、紙・パルプ・写真感光材料の製造、加工及び販売を主要な事業としており、事業部門別の主要な商品及びサービスは次のとおりです。

紙・パルプ事業	非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、情報用紙、衛生用紙 電気絶縁プレスボード、高級白板紙、特殊白板紙、その他特殊用紙 晒クラフトパルプ、特殊パルプ
イメージング事業	インクジェット用紙、写真印画紙、写真印画紙用原紙、印刷製版材料、印刷機器類 C T Pソフトウェア、各種処理薬品
機能材事業	化学紙、不織布、フィルター、リライトメディア、バッテリーセパレータ 各種機能性材料
その他事業	エンジニアリング業務、スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業 倉庫業、運輸関連業

(9) 主要な営業所及び工場（平成27年 3月31日現在）

① 当 社

本 社	東京都墨田区両国二丁目10番14号
工 場 ・ 事 業 所	高砂工場（兵庫県）、京都工場（京都府）、八戸工場（青森県）、北上事業本部（岩手県） 白河事業所（福島県）
営 業 所	大阪営業所（大阪府）
研 究 所	つくばR&Dセンター（茨城県）、京都R&Dセンター（京都府） 生産技術センター（福島県）

② 子 会 社 等

紙・パルプ事業	三菱製紙販売㈱（東京都）、東邦特殊パルプ㈱（東京都） エム・ピー・エム・オペレーション㈱（青森県）、八戸紙業㈱（青森県） 新北菱林産㈱（青森県）、八菱興業㈱（青森県）、白菱興業㈱（福島県） 高砂紙業㈱（兵庫県） 三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ）GmbH（ドイツ） 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH（ドイツ）
イメージング事業	ダイヤミック㈱（東京都）、㈱ピクトリコ（東京都）、旭感光紙㈱（千葉県） 北上ハイテクペーパー㈱（岩手県）、北菱興業㈱（岩手県）、京菱ケミカル㈱（京都府） 三菱ペーパーGmbH（ドイツ）、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc.（アメリカ）
機能材事業	K J 特殊紙㈱（静岡県）
その他事業	三菱製紙エンジニアリング㈱（青森県）、菱紙㈱（東京都）、浪速通運㈱（大阪府） エム・ピー・エム・シェアードサービス㈱（東京都）、菱工㈱（兵庫県）

(10) 従業員 の 状 況 (平成27年 3 月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
紙 ・ パ ル プ	2, 167名	268名減
イ メ ー ジ ン グ	645名	45名減
機 能 材	298名	1 名減
そ の 他	406名	17名減
全 社 (共 通)	106名	29名減
合 計	3, 622名	360名減

(注) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
659名	496名減	44. 7歳	23. 8年

(注) 上記のほか811名が子会社等に出向しております。

(11) 主 要 な 借 入 先 (平成27年 3 月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	45, 078百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	21, 150百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	13, 930百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	7, 785百万円
農 林 中 央 金 庫	5, 842百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	4, 524百万円

(注) シンジケートローンは、金融機関24社の協調融資25, 578百万円及び金融機関21社の協調融資19, 500百万円によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	900,000,000株
(2) 発行済株式の総数	342,584,332株
(3) 株主数	21,482名（前期末比1,026名減）
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
那須功	16,268千株	4.8%
明治安田生命保険相互会社	13,537千株	4.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,338千株	3.3%
東京海上日動火災保険株式会社	10,000千株	2.9%
農林中央金庫	9,000千株	2.6%
三菱商事株式会社	8,671千株	2.5%
富士フイルム株式会社	8,500千株	2.5%
王子ホールディングス株式会社	8,000千株	2.3%
三菱瓦斯化学株式会社	7,133千株	2.1%
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,524千株	1.9%

- （注） 1. 持株比率は自己株式（603,667株）を控除して計算しております。
2. 三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式3,600千株（持株比率1.1%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります）。
3. 三菱UFJ信託銀行株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,305千株（持株比率0.4%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口）」であります）。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名及び重要な兼職の状況（平成27年3月31日現在）

取締役社長
（代表取締役） 鈴木 邦 夫

代表取締役 水 野 正 望

代表取締役 牛 島 光 夫

取締役 板 倉 完 次

取締役 田 口 量 久

取締役 野 澤 浩 史

取締役 原 田 純 二

取締役 品 川 知 久（森・濱田松本法律事務所 弁護士
株式会社ランドコンピュータ 社外監査役）

常勤監査役 岡 健 二

監査役 高 松 泰 治（明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役会長）

監査役 開 発 光 治（株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 顧問）

監査役 井 上 毅（株式会社価値総合研究所 代表取締役社長）

(2) 執行役員の氏名及び担当（平成27年3月31日現在）

* 社長執行役員 鈴木 邦 夫

* 専務執行役員 水 野 正 望（社長室、原材料部管掌 内部監査部担当 CSR担当役員）

* 専務執行役員 牛 島 光 夫（ドイツ事業管掌、洋紙事業部担当 洋紙事業部長）

* 専務執行役員 板 倉 完 次（経理部管掌）

* 専務執行役員 田 口 量 久（北上事業本部、エネルギー事業室、技術環境部管掌
イメージング事業部、知的財産部担当 イメージング事業部長）

* 常務執行役員 野 澤 浩 史（総務人事部管掌、法務部担当）

常務執行役員 田 代 直 也（エネルギー事業室、技術環境部担当
北上事業本部長、イメージング事業部副事業部長）

上席執行役員 前 田 清（社長室長）

上席執行役員 山 田 清 春（原材料部長）

上席執行役員 岡 豊（ダイヤモンド株式会社 取締役副社長）

* 上席執行役員 原 田 純 二（機能材事業部担当 機能材事業部長）

上席執行役員 首 藤 正 樹（経理部長）

上席執行役員 半 田 常 彰（エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役社長、
八戸工場長、洋紙事業部副事業部長）

執 行 役 員 竹 内 明（エネルギー事業室長、技術環境部長）

執 行 役 員 佐 藤 信 弘（ドイツ事業担当
洋紙事業部副事業部長、海外営業部長）

執 行 役 員 藤 田 誠（京都工場長、イメージング事業部副事業部長）

執 行 役 員 立 藤 幸 博（高砂工場長、洋紙事業部副事業部長、
イメージング事業部副事業部長、機能材事業部副事業部長）

執 行 役 員 山 田 真 平（イメージング事業部 I J・フォト営業部長）

執 行 役 員 大 川 直 樹（総務人事部長）

*印の執行役員は取締役を兼務しております。

- (注) 1. 取締役 品川知久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高松泰治氏、監査役 開発光治氏及び監査役 井上 毅氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高松泰治氏は、明治安田生命保険相互会社にて資産運用関連業務に従事するなど、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
4. 監査役 開発光治氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社にて資産運用、投資企画業務等に従事、また専務取締役としての経営経験があり、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
5. 監査役 井上 毅氏は、日本原燃株式会社にて常務取締役として経理及び財務部門を担当するなど、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
6. 取締役 品川知久氏、監査役 高松泰治氏、監査役 開発光治氏及び監査役 井上 毅氏につきましては、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
7. 当事業年度中開催の第149回定時株主総会（平成26年6月27日）の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役及び監査役はおりません。
8. 取締役 田口量久氏は、平成27年5月14日付で代表取締役に就任しております。

9. 事業年度末後の執行役員の異動

平成27年4月1日付

*副社長執行役員 田 口 量 久 (エネルギー事業室、技術環境部 管掌
イメージング事業部、北上事業本部、知的財産部 担当)
イメージング事業部長、北上事業本部長)

常務執行役員 田 代 直 也 (エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役社長)
八戸工場長、洋紙事業部副事業部長)

上席執行役員 半 田 常 彰 (洋紙事業部副事業部長)

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	165百万円 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3)	27百万円 (13)
合 計	12名	193百万円

(4) 社外役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

イ. 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

取締役 品川知久氏は、森・濱田松本法律事務所弁護士並びに株式会社ランドコンピュータの社外監査役であります。森・濱田松本法律事務所は、当社に法務サービス等を提供しており、株式会社ランドコンピュータと当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 高松泰治氏は、明治安田システム・テクノロジー株式会社の代表取締役会長であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません（本年6月19日を以て株式会社十六銀行の社外取締役に就任予定）。

監査役 開発光治氏は、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所の顧問であります（本年6月30日を以て退任予定）。同社と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 井上 毅氏は、株式会社価値総合研究所の代表取締役社長であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません（本年6月18日を以て株式会社日本経済研究所の取締役及び本年6月25日を以て富士石油株式会社の社外監査役にそれぞれ就任予定）。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 品川 知久	14回	100%	—	—
監査役 高松 泰治	14回	100%	11回	92%
監査役 開発 光治	13回	93%	12回	100%
監査役 井上 毅	10回	100%	8回	100%

（注） 監査役 井上 毅氏は、当事業年度中開催の第149回定時株主総会終結時に就任いたしましたので、同氏の在任期間に該当する取締役会は10回、監査役会は8回です。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 品川知久氏は、主に会社法務に精通した弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 高松泰治氏、監査役 開発光治氏及び監査役 井上 毅氏は、これまでの豊富な経営経験に基づいた発言を行うなど、適切な監査を行うべく助言・提言等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称（平成27年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

52百万円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

70百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイ. の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ）GmbH、三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH、三菱ペーパーGmbH、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査〔会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 上記は事業年度末日の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、これまで取締役会が有していた会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権限につきましては、監査役会が有することとなりました。これに伴い監査役会は、平成27年5月22日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議いたしました。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。（最終改定：平成27年4月30日）

— コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 —

当社は、経営の透明性を高めガラス張りの経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要施策の一つと認識しており、CSRを重視した企業グループ経営を推進します。

— 会社の機関の概要 —

当社は、監督と執行を区分し、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制を採用しています。

毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定並びに監督を行っています。取締役会には独立した立場から判断を下せる独立役員である社外取締役1名を置き、経営の意思決定の中枢に外部の意見を直接取り入れる体制としており、独立役員である社外監査役3名を含む監査役が出席し、監査の客観性・実効性を高めています。

社外監査役を含む監査役で監査役会を設置し、定期的または必要に応じて監査役会を開催しています。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため各事業部を設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせることで、業務執行体制の強化を図っています。

事業拠点からの報告を受け経営方針を徹底する体制として、工場長及び執行役員の出席する場所長会議を毎月開催しています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。

— 基本方針 —

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝えと共に、企業行動憲章に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSRの推進については、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とし、当社役員及び部門責任者並びに子会社社長を委員として構成するCSR委員会を設置します。CSR委員会は組織横断的な機関であり9つのCSR活動（コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献）全体を把握し、CSRの基本方針、年間計画策定を行い、年間計画並びに実績を経営トップや監査役に報告する機会を定期的に設けております。コンプライアンスについては、法務部が事務局として主管するコンプライアンス委員会を設置して、遵法及び企業倫理に基づく行動を徹底しコンプライアンスの強化を図ると共に、研修等を通じ、社員への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに職制を通じて当該問題に対処すべき部門に報告することとし、または社内・社外のホットライン（内部監査部が所管）を通じて通報することとします。当該問題に対処すべき部門は、総務人事部、法務部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

また、内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び経営効率の向上を図ります。

会社資産の保全については、総務人事部が主管し、資産の取得や使用・処分が適正な手続及び承認のもとで行われるよう管理します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者である総務人事部担当役員が作成する文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

C S R委員会の下にグループ全体のリスクマネジメントを統括するリスクマネジメント委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うと共に、再発防止策を講じ、その結果を取締役会に報告します。また、法務部を設置し、各種法務リスクの低減を図ると共に、本社各部署、各工場では、それぞれ所管する諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築するなど、C S Rにかかわる様々なリスク管理を強化します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画において目標となる連結ベースの基本計画値を定め、各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。その達成に向け、毎期主要な業績評価指標（K P I）を設定し、進捗状況を管理します。取締役会は定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社の自主性を重視し自律的な意思決定を尊重することを基本としながら、当社グループの子会社管理の適正化と強化を図るべく子会社の指導・監督を行います。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、所管部門が子会社から定期及び随時に報告を受ける体制を整備すると共に、重要案件については子会社が所管部門の承認を要する体制とします。

また、毎月開催する場所長会議の場において、主要な子会社から当社幹部に対して定期的に経営報告を行います。

ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会に子会社も参画させ、当社グループのリスクマネジメントを統括します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画で目標とする基本計画値達成に向けて、「子会社等管理規定」に基づき、それぞれの子会社を所管する部門が子会社の指導・監督を行います。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」並びに「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を定め、コンプライアンス委員会に子会社も参画させ、子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの強化を図ります。

毎年子会社も含めたグループ会社全体でコンプライアンス研修を行い、グループ社員へのコンプライアンスの浸透を図ります。

また子会社を含めたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の専門会社に直接通報できる制度を設けます。さらに、「子会社等管理規定」に基づき、当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係する部署が必要に応じて子会社の監査を実施します。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する監査役附を従業員から選任することに加え、補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要な事項を命ずることができるようにします。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

7．前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、上長等の指揮命令を受けません。

8．監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。①常務会で審議・報告された事項、②会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤重大な法令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況及び内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

また、本社部門の重要な決裁書類については、監査役に書類を回覧します。

ロ．当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社から重要事項の報告を受けた所管部署は、監査役に報告するものとします。また、子会社から当社監査役に直接報告することができるものとし、当社監査役も子会社に対して直接ヒアリングができるものとします。

さらに、内部監査部はホットラインを通じて受けた子会社からの通報の内容を、定期的に監査役に報告します。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「三菱製紙コンプライアンス行動基準」に報告者が報告したこと自体による不利益を被ることはない旨明記し、報告者が当社及び子会社において不利な取扱いを受けないことを確保します。

10. 監査役の職務の執行により生ずる費用の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用について、当社に対し請求をしたときは速やかに当該費用を処理します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会に対して、取締役、執行役員及び使用人から情報収集を適切に行えるよう協力すると共に、監査役と代表取締役、監査役と監査法人の意見交換をそれぞれ定期的に行います。また、監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定に関しましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、内部留保を充実させつつ配当比率を安定的に維持することを方針とし、具体的には連結当期経常利益の20%を基準としております。

当社は、洋紙国内需要の低迷、円安による原材料価格の高騰等のため、目指す利益になかなか近づけない状況にあります。これに対し、経営を立て直し、競争力を強化するため、主力の八戸工場の分社化、希望退職の実施をはじめ、極限コストを追求する諸施策を進めてまいりました。当期につきましては、これら構造改革を遂行するための費用を要しましたことから、最終損益は、55億4百万円の当期純損失を計上いたしました。このため、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、利益配当を実施することができない状況にあります。

今後、未だ脆弱な当社の財務体質の改善を着実に進め、企業基盤の安定化を図り、早期の復配を目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることがその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「第1次中期経営計画」等を策定し、全社を挙げて取り組んでおり、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を守ってまいります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成22年6月29日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）につき、所要の変更を行った上で継続することを決議し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成25年6月27日開催の当社第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広、品川知久、竹原相光の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成25年5月29日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/ir/library/pdf/2013/20130529.pdf>）

イ．本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の１）から３）のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- １）当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- ２）当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の２第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- ３）当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後５営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示いたしております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示いたしております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	109,217	流 動 負 債	115,807
現 金 及 び 預 金	6,505	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	24,015
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	47,045	短 期 借 入 金	77,086
商 品 及 び 製 品	30,901	リ ー ス 債 務	394
仕 掛 品	8,155	未 払 費 用	7,270
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,481	未 払 法 人 税 等	356
繰 延 税 金 資 産	892	そ の 他	6,683
そ の 他	5,385	固 定 負 債	82,580
貸 倒 引 当 金	△149	長 期 借 入 金	67,234
固 定 資 産	144,265	リ ー ス 債 務	1,617
有 形 固 定 資 産	116,656	繰 延 税 金 負 債	2,069
建 物 及 び 構 築 物	29,835	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	34
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	60,072	厚生年金基金解散損失引当金	115
土 地	22,950	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,682
リ ー ス 資 産	1,713	資 産 除 去 債 務	880
建 設 仮 勘 定	516	そ の 他	945
そ の 他	1,567	負 債 合 計	198,388
無 形 固 定 資 産	284	純 資 産 の 部	
そ の 他	284	株 主 資 本	45,284
投 資 そ の 他 の 資 産	27,324	資 本 金	32,756
投 資 有 価 証 券	21,468	資 本 剰 余 金	7,523
長 期 貸 付 金	772	利 益 剰 余 金	5,147
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,638	自 己 株 式	△143
繰 延 税 金 資 産	247	その他の包括利益累計額	6,733
そ の 他	3,224	その他有価証券評価差額金	4,663
貸 倒 引 当 金	△1,027	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,815
資 産 合 計	253,482	退職給付に係る調整累計額	254
		少 数 株 主 持 分	3,076
		純 資 産 合 計	55,094
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	253,482

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目		金	額
売上高	売上		214,944
	売上原価		184,907
販売費及び一般管理費	総利益		30,036
	営業利益		28,997
営業外収益	受取利息		1,038
	受取配当金	92	
持分法による投資利益	持分法による投資利益	577	
	持分法による投資利益	97	
その他の費用	持分法による投資利益	508	
	持分法による投資利益	816	2,093
営業外費用	支払利息	2,519	
	支払利息	476	2,996
特別利益	経常利益		135
	受取損害賠償金	405	
特別損失	受取損害賠償金	784	
	受取損害賠償金	92	1,282
減損損失	減損損失	386	
	減損損失	329	
固定資産処分費用	固定資産処分費用	1,665	
	固定資産処分費用	282	2,664
税金等調整前当期純損失	税金等調整前当期純損失		1,246
	法人税、住民税及び事業税		545
法人税等調整額	法人税等調整額		2,478
	法人税等調整額		4,271
少数株主損益調整前当期純損失	少数株主利益		1
	少数株主利益		4,272
当期純損失			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	32,756	7,523	9,164	△141	49,302
会計方針の変更による累積的影響額			256		256
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,756	7,523	9,420	△141	49,558
当 期 変 動 額					
当期純損失（△）			△4,272		△ 4,272
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の処分			△ 0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△4,272	△ 2	△ 4,274
当 期 末 残 高	32,756	7,523	5,147	△143	45,284

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,804	1,576	△ 924	3,456	2,827	55,586
会計方針の変更による累積的影響額					56	312
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,804	1,576	△ 924	3,456	2,883	55,898
当 期 変 動 額						
当期純損失（△）						△ 4,272
自己株式の取得						△ 2
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,858	238	1,179	3,276	193	3,470
当期変動額合計	1,858	238	1,179	3,276	193	△ 804
当 期 末 残 高	4,663	1,815	254	6,733	3,076	55,094

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 25社
 主要な連結子会社の名称 三菱製紙販売株式会社
 北上ハイテクペーパー株式会社
 ダイヤミック株式会社
 K J 特殊紙株式会社
 エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社
 三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH
 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
 主要な非連結子会社の名称 珠海清菱浄化科技有限公司
 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社 (10社) はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 2社
 主要な持分法適用会社の名称 兵庫クレール株式会社
 フォレストアル・ティエラ・チレーナLtda.
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
 主要な会社の名称 珠海清菱浄化科技有限公司
 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない会社 (19社) は、それぞれ当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性はないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記 5 社の決算日は12月31日であります。

- 三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH
- 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH
- 三菱ペーパーGmbH
- 三菱イメージング (エム・ピー・エム) , Inc.
- エム・ピー・イー・リアルエステートGmbH&Co. KG

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有 価 証 券
 その他有価証券
 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ② デリバティブ取引 時価法
- ③ たな卸資産
 主として総平均法及び移動平均法による原価法
 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、建物以外の有形固定資産については、当社の本社、研究所その他及び一部の連結子会社において定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法によっております。

また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

② 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担相当額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産（退職給付信託を含む）の額を控除した額を計上しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により、その発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（会計上の見積りの変更）

過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を、当社は15年から13年、一部の国内連結子会社は15年から14年、一部の海外連結子会社は12年から11年に変更いたしました。

この変更により、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ102百万円減少し、税金等調整前当期純損失は102百万円増加しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について、振当処理をしております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑥ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、5年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を、当社及び一部の連結子会社はポイント基準から、その他の連結子会社は期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が487百万円減少し、利益剰余金及び少数株主持分がそれぞれ256百万円、56百万円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

建物及び構築物	12,781百万円	(12,781)百万円
機械装置及び運搬具	28,069百万円	(27,053)百万円
土地	10,111百万円	(10,111)百万円
投資有価証券	4,444百万円	(-)百万円
その他	138百万円	(138)百万円
合計	55,545百万円	(50,084)百万円

担保に係る債務

短期借入金	1,200百万円	(-)百万円
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	41,743百万円	(38,228)百万円
合計	42,943百万円	(38,228)百万円

上記のうち、()内は工場財団抵当並びに当該債務であり、内数で表記しております。

② 下記の資産については、工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建物及び構築物	5,500百万円
機械装置及び運搬具	9,535百万円
土地	385百万円
その他	0百万円
合計	15,422百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

382,428百万円

3. 保証債務等

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対して行っている債務保証額

フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	1,411百万円
従業員(財形住宅資金等)	791百万円
その他2社	12百万円
合計	2,216百万円

4. 債権流動化に伴う遡及義務

1,396百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業構造改革費用

事業構造改革費用は、希望退職の実施に伴って発生した加算金等であります。

2. 減損損失

減損損失は、当連結会計年度において当社高砂工場、三菱製紙販売㈱の設備の休止及び処分を決定したことに伴うものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	342,584,332	—	—	342,584,332

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形及び売掛金	47,045	47,045	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	19,881	19,881	—
資産計	66,927	66,927	—
(3) 支払手形及び買掛金	24,015	24,015	—
(4) 短期借入金（1年内返済予定長期借入金を除く）	56,306	56,306	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	88,015	88,155	140
負債計	168,337	168,477	140
(6) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額20,780百万円）は長期借入金に含めております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額20,780百万円）も含めております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 子会社株式、関連会社株式、並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額1,586百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	152円16銭
(2) 1株当たり当期純損失	12円50銭

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が114百万円、繰延税金負債の金額が290百万円、退職給付に係る調整累計額が6百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が242百万円、法人税等調整額が59百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	79,049	流動負債	86,170
現金及び預金	2,941	支払手形	384
受取掛手形	56	買掛金	16,032
商品及び製品	33,853	短期借入金	60,700
仕掛品	13,421	未払費用	29
材料及び貯蔵品	3,943	未払法人税等	1,119
前払渡費	5,339	前払法人税	7,306
繰延税金資産	2,146	預り金	95
短期貸付	293	設備関係支払手形	77
未収入金の他	266	その他の負債	84
固定資産	10,497	固定負債	44
有形固定資産	6,238	長期借入金	295
建物	49	長期リース負債	66,834
構築物	109,482	長期未払金	64,674
機械及び装置	83,034	退職給付引当金	55
車両運搬具	18,452	資産除却負債	287
器具及び備品	3,287	繰延税金負債	94
土地	43,925	その他の負債	580
山林及び植林地	60	負債合計	1,055
建設仮勘定	515		87
無形固定資産	15,978	純資産の部	153,005
商標	482	株主資本	33,225
ソフトウエア	79	資本剰余金	32,756
その他の資産	253	資本準備金	7,523
投資有価証券	67	利益剰余金	7,523
関係会社出資	19	繰越利益剰余金	△6,953
長期前払費用	22	自己株式	△6,953
前払金の他	25	評価・換算差額等	△100
貸倒引当金	26,380	その他有価証券評価差額金	2,300
資産合計	11,124	純資産合計	2,300
	10,043	負債及び純資産合計	188,531
	3,344		
	1,427		
	67		
	333		
	722		
	△682		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

〔平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	113,965
売上原価	97,271
売上総利益	16,694
販売費及び一般管理費	17,569
営業損失	875
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,647
雑収入	1,216
営業外費用	
支払利息	2,093
雑損失	288
経常損失	2,382
特別利益	393
投資有価証券売却益	801
受取損害賠償金	405
その他	13
特別損失	
固定資産処分損	289
事業構造改革費用	1,520
関係会社出資金評価損	2,807
減損	247
その他	189
税引前当期純損失	5,055
法人税、住民税及び事業税	4,227
法人税等調整額	△ 545
当期純損失	1,821
	5,504

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	32,756	7,523	7,523	△ 1,449	△ 1,449	△ 98	38,732
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失 (△)				△ 5,504	△ 5,504		△ 5,504
自 己 株 式 の 取 得						△ 2	△ 2
自 己 株 式 の 処 分				△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△ 5,504	△ 5,504	△ 2	△ 5,506
当 期 末 残 高	32,756	7,523	7,523	△ 6,953	△ 6,953	△ 100	33,225

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,369	1,369	40,101
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失 (△)			△ 5,504
自 己 株 式 の 取 得			△ 2
自 己 株 式 の 処 分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	930	930	930
当 期 変 動 額 合 計	930	930	△ 4,575
当 期 末 残 高	2,300	2,300	35,526

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法：時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：総平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、建物以外の有形固定資産については、本社、研究所その他において定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託）の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、その発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(会計上の見積りの変更)

過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を15年から13年に変更いたしました。

この変更により、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ87百万円増加しております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

6. 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
7. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該変更による当事業年度への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

八戸工場財団についての担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

建物	10,752百万円
構築物	2,028百万円
機械及び装置	27,018百万円
車両運搬具	35百万円
工具、器具及び備品	138百万円
土地	10,111百万円
合計	50,084百万円

担保に係る債務

長期借入金	38,228百万円
-------	-----------

高砂工場及び京都工場の有形固定資産は次のとおり工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産ではありません。

建物	3,511百万円
構築物	184百万円
機械及び装置	4,580百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	109百万円
合計	8,387百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 267,003百万円

3. 保証債務等

① 当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関からの借入金に対する保証

790百万円

② 金融機関からの借入金等に対する保証

三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	11,245百万円
八戸紙業㈱	1,285百万円
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	1,411百万円
三菱イメージング(エム・ピー・エム), Inc.	709百万円
その他4社	243百万円
合計	14,895百万円

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	43,934百万円
長期金銭債権	1,431百万円
短期金銭債務	12,415百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

売上高	86,731百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	56,801百万円
営業取引以外の取引高	12,482百万円

2. 事業構造改革費用

事業構造改革費用は、希望退職の実施に伴って発生した加算金等であります。

3. 関係会社出資金評価損

関係会社出資金評価損は、子会社への出資金に対して減損処理を行ったものであります。

4. 減損損失

減損損失は、当事業年度において、高砂工場の製造設備の休止を決定したことに伴うものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	576,565	28,666	1,564	603,667

(注) 増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	28,666株
単元未満株式の処分による減少	1,564株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	325百万円
退職給付引当金	1,251
関係会社出資金評価損	4,704
関係会社株式評価損	1,146
固定資産減損損失	135
税務上の繰越欠損金	5,939
その他	2,291
繰延税金資産小計	15,794
評価性引当額	△15,483
繰延税金資産合計	310

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1,099
繰延税金負債合計	△ 1,099
繰延税金負債の純額	△ 788

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が20百万円、繰延税金負債の金額が112百万円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が20百万円、その他有価証券評価差額金が112百万円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

主要子会社

種類	会 社 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額	項 目	期末残高
子 会 社	三 菱 製 紙 販 売 (株)	%	紙の販売代理店。パルプ及び薬品の当社への販売。不動産の一部を賃貸借。役員の兼任等があります。	紙、パルプ、薬品等の販売	百万円 81,261	売 掛 金	百万円 26,146
		直接 71.3		パルプ、薬品の仕入 （※注1）	7,620	買 掛 金	3,314
		間接 —		事 業 譲 受	45	—	—
	エム・ピー・エム・シェアードサービス(株)	直接 100.0 間接 —	グループファイナンス。役員の兼任等があります。	ファクタリング取引	7,686	買 掛 金 未 払 金	1,980 53
				グループファイナンス取引 （※注1）	73,070	未 払 費 用 短 期 貸 付 金	439 2,134
	北上ハイテクペーパー(株)	直接 100.0 間接 —	同社製品の購入。原材料の供給。役員の兼任等があります。	原 材 料 の 仕 入 （※注1）	7,040	買 掛 金	768
				資 金 の 貸 付 （※注1）	—	短 期 貸 付 金 長 期 貸 付 金	6,307 724
	三菱ペーパーホールディング （ヨーロッパ）GmbH	直接 100.0 間接 —	役員の兼任等があります。	増 資 の 引 受	2,485	—	—
	三菱ハイテクペーパー ヨーロッパ GmbH	直接 — 間接 81.6	ドイツにおける事業運営のための資金供給及び技術援助。役員の兼任等があります。	資 金 の 貸 付 （※注1）	2,614	短 期 貸 付 金	1,133

（※注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が条件を提示し、交渉の上で決定しております。

（注2）保証債務については、「個別注記表」の貸借対照表に関する注記に記載しており、一般的な取引条件で行っております。

（1株当たり情報に関する注記）

(1) 1株当たり純資産額	103円88銭
(2) 1株当たり当期純損失	16円09銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月15日

三菱製紙株式会社

取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 永 千 尋 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月15日

三菱製紙株式会社
取締役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 原 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 澤 正 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 永 千 尋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5 月22日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 健 二 ⑩

監 査 役 高 松 泰 治 ⑩

監 査 役 開 発 光 治 ⑩

監 査 役 井 上 毅 ⑩

(注) 監査役高松泰治、開発光治及び井上 毅は、会社法第 2 条第16号及び第335条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員の任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

番 号	氏 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	すず き くに お 鈴 木 邦 夫 (昭和25年10月12日生) 64歳 <u>再任候補</u>	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員八戸工場長 平成18年6月 上席執行役員八戸工場長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 平成21年6月 取締役社長 社長執行役員（現在）	255,000株
2	た ぐち かず ひさ 田 口 量 久 (昭和29年4月1日生) 61歳 <u>再任候補</u>	昭和53年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員京都工場長 平成21年6月 上席執行役員イメージング&ディベロップメントカンパニーバイスプレジデント 平成23年6月 取締役 上席執行役員 平成25年6月 取締役 常務執行役員 平成26年6月 取締役 専務執行役員 平成27年4月 取締役 副社長執行役員 平成27年5月 代表取締役 副社長執行役員（現在）	45,000株
3	もり おか かん じ 森 岡 寛 司 (昭和35年4月1日生) 55歳 <u>新任候補</u>	昭和57年4月 株式会社三菱銀行（現在の株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成21年6月 同行 執行役員リテール拠点部部长 平成22年5月 同行 執行役員総務部長 平成23年6月 同行 常勤監査役 平成27年6月 同行 参与（平成27年6月25日退任予定）	0株

番 号	氏 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
4	はら だ じゅん じ 原 田 純 二 (昭和31年10月30日生) 58歳 <u>再任候補</u>	昭和59年4月 当社入社 平成23年1月 執行役員イメージング&ディベロップメント カンパニー新事業開発ユニットマネージャー 平成24年1月 執行役員機能材事業部長 平成24年6月 取締役 執行役員機能材事業部長 平成27年1月 取締役 上席執行役員機能材事業部長（現在）	47,852株
5	しゅ とう まさ き 首 藤 正 樹 (昭和31年5月4日生) 59歳 <u>新任候補</u>	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 経理部長 平成23年6月 執行役員経理部長 平成27年1月 上席執行役員経理部長（現在）	16,100株
6	はん だ つね あき 半 田 常 彰 (昭和29年10月21日生) 60歳 <u>新任候補</u>	昭和54年4月 当社入社 平成19年1月 社長室関連会社統括部長 平成20年5月 社長室関連会社統括部長 兼 ポストフェ ニックス推進室長 平成21年1月 社長室関連会社統括部長 兼 ポストフェ ニックス推進室長 兼 国際事業企画部長 平成21年6月 イメージング&ディベロップメントカンパ ニー企画部長 平成22年1月 イメージング&ディベロップメントカンパ ニー企画部長 兼 I J 統括部長 平成23年6月 ダイヤミック株式会社取締役社長 平成24年6月 執行役員ダイヤミック株式会社取締役社長 平成26年1月 執行役員八戸工場長 兼 洋紙事業部副事業 部長 平成26年4月 執行役員エム・ピー・エム・オペレーショ ン株式会社取締役社長 八戸工場長 兼 洋紙事業部副事業部長 平成27年1月 上席執行役員エム・ピー・エム・オペレ ーション株式会社取締役社長 八戸工場長 兼 洋紙事業部副事業部長 平成27年4月 上席執行役員洋紙事業部副事業部長（現在）	47,000株

招 集
通 知

事 業
報 告

連 結
計 算
書 類

計 算
書 類

監 査
報 告
書

株 主
総 会
参 考
書 類

番 号	氏 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
7	おお かわ なお き 大 川 直 樹 (昭和33年5月1日生) 57歳 <u>新任候補</u>	昭和57年4月 当社入社 平成22年6月 総務人事部長 平成27年1月 執行役員総務人事部長（現在）	11,000株
8	しな がわ とも ひさ 品 川 知 久 (昭和33年6月14日生) 57歳 <u>再任候補</u> <u>社外取締役候補</u> <u>独立役員</u>	昭和60年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 森綜合法律事務所（現在の森・濱田松本法律事務所）入所 平成5年1月 同事務所パートナー 平成18年6月 同事務所パートナー 当社 取締役（現在） 平成22年6月 株式会社ランドコンピュータ社外監査役 （現在） 平成25年1月 森・濱田松本法律事務所シニア・カウンセ （現在） （重要な兼職の状況） 森・濱田松本法律事務所シニア・カウンセ 株式会社ランドコンピュータ社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 品川知久氏は社外取締役候補者です。
- (1) 社外取締役候補者とする理由
会社法務に精通した弁護士の立場から、引き続きガバナンス強化に貢献していただくためです。
- (2) 責任限定契約
同氏は、当社との間で、在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものです。
- (3) 独立役員
当社は、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出しています。
[独立役員の指定理由]
同氏は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であり、会社法務に精通した立場から当社のガバナンス強化を図ることを期待し、社外取締役候補者としております。同事務所と当社の間には法務サービス等の取引はありますが、その額は平成27年3月期で0.1百万円であり、当社および同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるような額ではないと判断しています。また、同氏を社外取締役に選任する当時から、同氏が取締役会において独立した立場より監督機能を果たせるよう、業務執行に関わる案件については一切同氏に依頼しない運用を取っています。以上の状況と同氏の有する高度な専門性を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しています。
- (4) 社外取締役としての在任期間
本総会終結の時をもって9年となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役岡 健二氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
おか けん じ 岡 健 二 (昭和30年6月6日生) 60歳 再任候補	昭和53年4月 当社入社 平成19年1月 北上事業所長 平成21年1月 デジタルイメージング事業部R C・写真感材営業部長 平成21年4月 デジタルイメージング事業部R C・写真感材営業部長 兼 I J営業部長 平成22年1月 イメージング&ディベロップメントカンパニー北上事業本部副本部長 平成23年6月 常勤監査役（現在）	14,000株

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア

当社会議室（11階）

電話 03（5600）1488 （案内台）



本招集ご通知は、当社生産のFSC森林認証紙「森の町内会 軽装エマート」FSC認証-MX」を使用しております。



本招集ご通知で使用している用紙は、森を元気にするために間伐した木材の有効活用に役立っています。

